

# 「地域公共交通網形成計画」から 「地域公共交通計画」へ見直しのご提案

このたび「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）」の改正に伴い、従来の地域公共交通網形成計画に代わる『**地域公共交通計画**』を作成できるようになりました。※作成については自治体の**努力義務**とされています。

法改正によってどのような点に留意する必要があるのか、既存の地域公共交通網形成計画に対してどのようなポイントに留意して見直しを行う必要があるのかなどをまとめました。

## 1. 「地域公共交通網形成計画」と「地域公共交通計画」の違いについて

- 地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの、として位置づけられており、基本的な役割は“変わりません”。
- ただし、以下の主な3点が大きく変更されておりますので、現計画の見直しの検討が必要です。

### 主な変更点① 公共交通以外も含めた「移動サービスの総動員」の検討

- 地域において利便性や持続性、効率性を維持・向上に向けた方向性として、公共交通にかかわらず地域にある移動サービスのリソースを“総動員（フル活用）”することが位置づけられました。

#### Q.具体的にどんなことを検討する必要がある？

**A.維持が困難となった路線の代替案として地域の資源の活用策（自家用有償運送・混乗化など）の検討や、路線の維持に向けた対応策（需要集約・貨客混載など）の検討が一案として考えられます。**

#### Q.検討のために何をしなければならないの？

**A.交通事業者との協議を通じて、現状の公共交通に対する継続性などの確認・検証や、地域にどのような資源があるかなどの調査・整理、活用に向けた運営主体との協議等が考えられます。**  
※進め方の詳細はウラ面のフロー図に記載しています。



### 主な変更点② 国庫補助に係る計画と当該計画の「計画間との連動」の検討

- 国庫補助に係る計画である「確保維持改善計画」と地域公共交通計画の連動が求められます。

#### Q.具体的に何が変わる？

**A.路線バス等に係る「地域間幹線系統補助」や「地域内フィーダー系統補助」を受けるためには、地域公共交通計画を策定し、計画内に位置づけることが必要となります。※未策定の場合には、補助が受けられなくなる可能性があります。また、補助の申請主体が**計画策定主体**となります。（要注目）**

### 主な変更点③ 再編等に係る事業メニューが増え「使い勝手が向上」

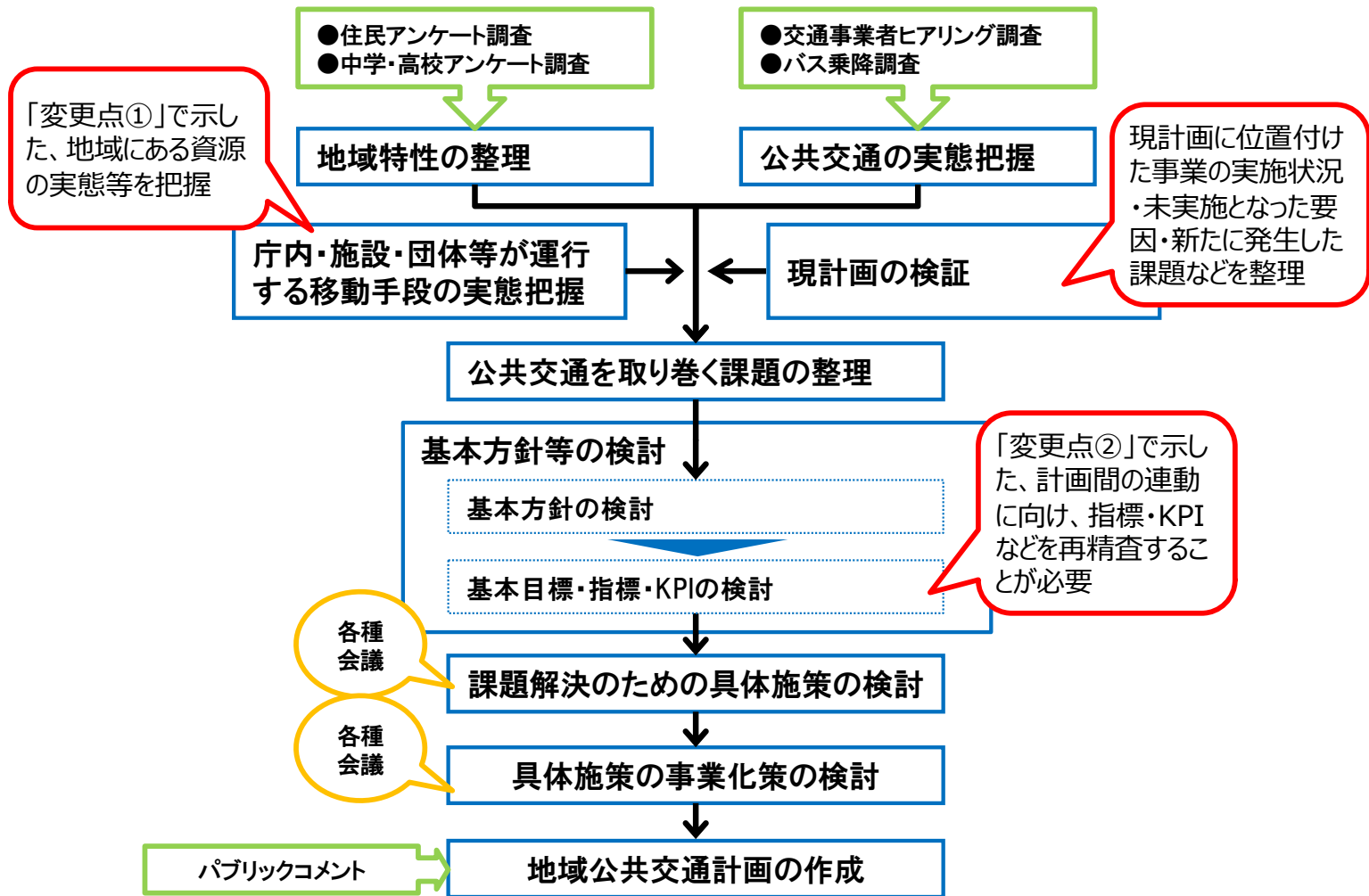
- 地域公共交通計画を策定後、旧制度上の再編実施計画に該当する「地域公共交通利便増進実施計画」を策定することができます。

#### Q.再編実施計画と「地域公共交通利便増進実施計画」の違いは？

**A.旧制度では何らかの再編（経路変更など）を行う必要がありましたが、必ずしも再編を要するものではないほか、事業メニューが追加されたため、制度の使い勝手がよくなります。**  
※詳しくはお問い合わせください。

## 2. 検討の進め方について

- 地域公共交通計画の策定に係る基本的な検討の進め方を以下に示します。
- 一般的なものとなるため、各地域の状況等に応じて追加したほうが良い項目、削除してもよい項目などについてはご提案させていただきます。



## 3. その他

### ■ 計画の策定にあたって国の補助事業を活用することができます

- 補助対象者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）
- 補助対象経費：地域公共交通計画の策定に必要な経費
- 補助額：1/2 ※単独市町村の場合→上限500万円、複数の市町村を含む協議会の場合→上限1500万円

### ■ この機会に「生活圏域」での計画策定を検討しませんか？

- 鉄道や路線バスなどの公共交通は生活圏域に合わせて運行しているため、市町村をまたいで運行している路線が多くあります。言い換えると、その場合には住民の生活実態が「圏域単位での移動」が多くあるということになります。
- こうした場合、1自治体で計画を検討するよりも圏域単位で検討するほうが、住民の日常生活の実態に即した検討を進めることができ、より地域の利便性を高める実現性・具体性の高い計画になる可能性があります。
- 圏域単位での生活実態がある地域においては、広域連携都市圏や定住自立圏などの既存の枠組みを活用した計画の検討・策定についてもご検討ください。（策定に係る国の補助額も高くなります）

## 問い合わせ先

公共交通に関する弊社実績については別添資料をご参照ください。